

防府市 南海トラフ地震防災対策推進計画

令和5年10月修正

防府市防災会議

策定・修正年月	備 考
平成 2 7 年 3 月	策定
平成 2 8 年 3 月	一部修正（課名変更）
令和 2 年 1 0 月	内容修正
令和 4 年 1 月	内容修正
令和 5 年 1 0 月	一部修正（課名変更）

目 次

第1章 総 則	1
1-1 計画の趣旨	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 地震防災対策を推進する防災関係機関の事務又は業務	2
(4) 計画の推進と点検	2
1-2 南海トラフ巨大地震発生による災害	2
(1) 地震の発生確率	2
(2) 想定される地震・津波	3
(3) 被害の概要	10
1-3 津波・災害に関する基本的な考え	12
(1) 被害抑止を中心とする対応	12
(2) 被害軽減を中心とする対応	12
第2章 人員、物資等の確保	13
2-1 人員の確保	13
2-2 物資等の確保・配備等	13
(1) 物資等の確保	13
(2) 配備計画の検討	13
(3) 調達計画の検討	13
2-3 初動体制の確保	14
(1) 行政機能確保のための取組推進	14
(2) 本部機能の強化	14
(3) 初動体制の強化	14
(4) 応援要請に向けた準備	14
(5) 物資等の点検及び更新	14
(6) 津波避難や帰宅困難者対応に向けた日頃からの取組	15
第3章 地震発生時の応急対策等	16
3-1 地震発生時の応急対策	16
(1) 情報の収集伝達	16
(2) 施設の緊急点検・巡視	16
(3) 二次災害の防止	16
(4) 救助・救急・消火・医療活動	16
(5) 物資調達	17
(6) 輸送活動	17
(7) 保健衛生・防疫活動	17
3-2 他機関に対する応援要請	17

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項	18
4-1 津波からの防護のための対応	18
(1) 平時からの取組	18
(2) 地震・津波発生時の対応.....	20
4-2 津波に関する情報の伝達等	21
(1) 平時からの取組	21
(2) 地震・津波発生時の対応.....	22
4-3 避難対策等	24
(1) 平時からの取組	24
(2) 地震・津波発生時の対応.....	26
4-4 消防機関等の対策	29
(1) 重点的に講ずる措置	29
(2) 動員、配備計画等の策定.....	29
4-5 ライフライン事業者及び放送関係者の対策	30
(1) 水道	30
(2) 電気	30
(3) ガス	30
(4) 通信	31
(5) 放送関係者	31
4-6 交通対策	32
(1) 道路	32
(2) 海上	32
(3) 鉄道	32
(4) 乗客等の避難誘導	32
4-7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	33
(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設.....	33
(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置.....	33
(3) 工事中の建築物等に対する措置.....	34
4-8 文化財保護対策	35
4-9 迅速な救助	36
(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制.....	36
(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備.....	36
(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進.....	36
(4) 消防団の充実	36
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	37
5-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	37
(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等.....	37

5-2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	37
(1)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等	37
(2)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	37
(3)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	37
(4)	災害応急対策をとるべき期間等	38
(5)	市のとるべき措置	38
(6)	消防機関等の活動	38
(7)	警備対策	38
(8)	水道、電気、ガス、通信、放送関係	38
(9)	金融	39
(10)	交通	39
(11)	市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	40
(12)	滞留旅客等に対する措置	41
5-3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	42
(1)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等	42
(2)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	42
(3)	災害応急対策をとるべき期間等	42
(4)	市のとるべき措置	42
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		43
6-1	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	43
(1)	施設整備の方針	43
(2)	施設整備の実施内容	43
第7章 防災訓練計画		44
7-1	防災訓練計画	44
(1)	南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施	44
(2)	具体的かつ実践的な連携訓練の実施	44
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		45
8-1	地震防災上必要な教育に関する計画	45
(1)	市職員に対する教育	45
(2)	地域住民等に対する教育	45
(3)	児童生徒等に対する教育	46
(4)	防災上重要な施設管理者に対する教育	46
(5)	自動車運転者に対する教育	46
8-2	相談窓口の設置	47

第1章 総 則

1-1 計画の趣旨

(1) 計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に防府市が指定されたことを受け、法第5条第2項の規定に基づき防府市南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）として策定するものであり、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第2項に基づく推進計画として、防府市防災会議が定める。なお、本計画は、防府市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の一部とする。

市防災計画における、本計画の位置関係は、下図のとおりとする。

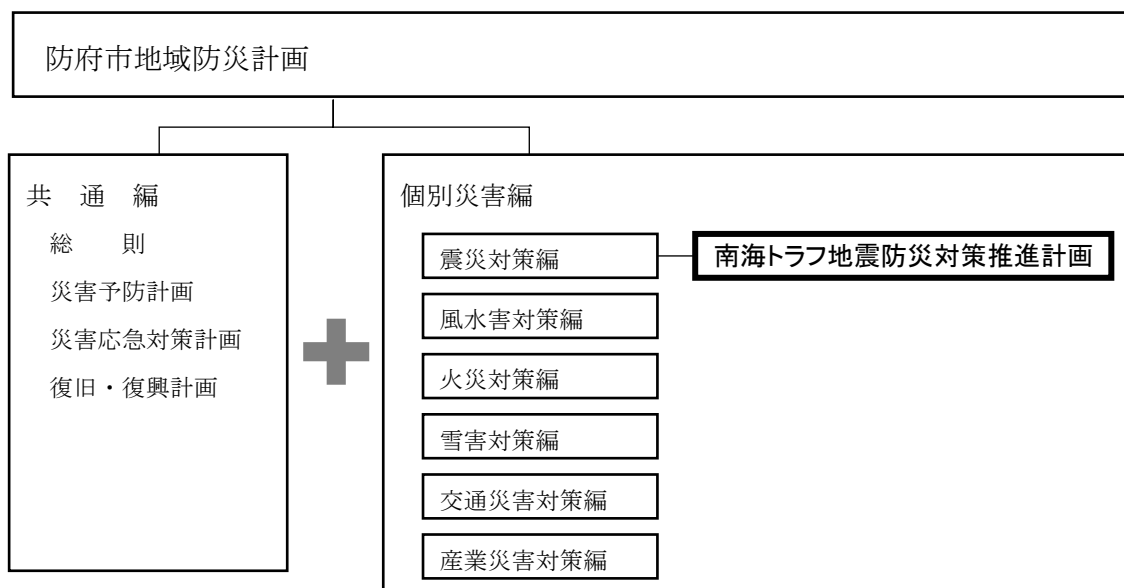


図-1 市防災計画と本計画の位置関係図

(3) 地震防災対策を推進する防災関係機関の事務又は業務

市、県、本市の区域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）の実施すべき事務又は業務は、市防災計画（共通編）第1編第1章第6節「防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置」に定めるとおりとする。

(4) 計画の推進と点検

本計画は、市職員、県及び防災関係機関、事業者並びに市民に周知を図るとともに、市の防災対策に関わる各主体が連携・協力して推進する。

なお、本計画の内容は、今後示される南海トラフ巨大地震等に関する新たな知見や社会環境の変化、施設等の整備の進捗などを踏まえ、毎年定期的に点検し、必要に応じて修正する。

1-2 南海トラフ巨大地震発生による災害

南海トラフ巨大地震は我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、極めて広域にわたること、最大で震度7の強い揺れや30mを超える巨大な津波が発生すること、津波の到達時間が最短で3分と極めて短い地域が存在すること、時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があることなどが挙げられ、その被害は超広域かつ甚大となり、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷や日本経済のリスクの増加により、我が国全体に及ぶことが想定されている。

(1) 地震の発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

表-1 今後の地震発生確率

領域名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	8～9クラス	30%程度	70%～80%程度	90%程度もしくはそれ以上

※2021年1月1日時点の評価

(2) 想定される地震・津波

被害想定に関する事項は、震災対策編第1編第2章「被害想定」のうち、南海トラフ巨大地震による被害に定めるところによる。

東日本大震災後、中央防災会議において「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が設置（平成23年4月27日）され、地震・津波の発生、被害の状況等について分析し、今後の対策について検討された。同年9月にまとめられた報告において、防災対策における地震・津波の考え方として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すること、また、津波対策を構築するに当たっての今後の津波の考え方として、以下に示す「L1（レベル1）」「L2（レベル2）」の段階の津波を想定することとされている。

「L1」については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による報告において、平成15年12月に被害想定が公表されている。また、「L2」については、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において最新の科学的知見に基づく最大クラスの地震・津波の検討が行われ、平成24年3月に震度分布・津波高が、同年8月に浸水想定図が、平成24年8月、平成25年3月及び同年5月に被害想定が公表されている。

さらに、県においては、「山口県地震・津波防災対策検討委員会」により、国による被害想定を踏まえつつ県の地域特性を考慮した被害想定の見直しが行われ、平成25年12月に浸水想定図が、平成26年3月に被害想定が公表されている。

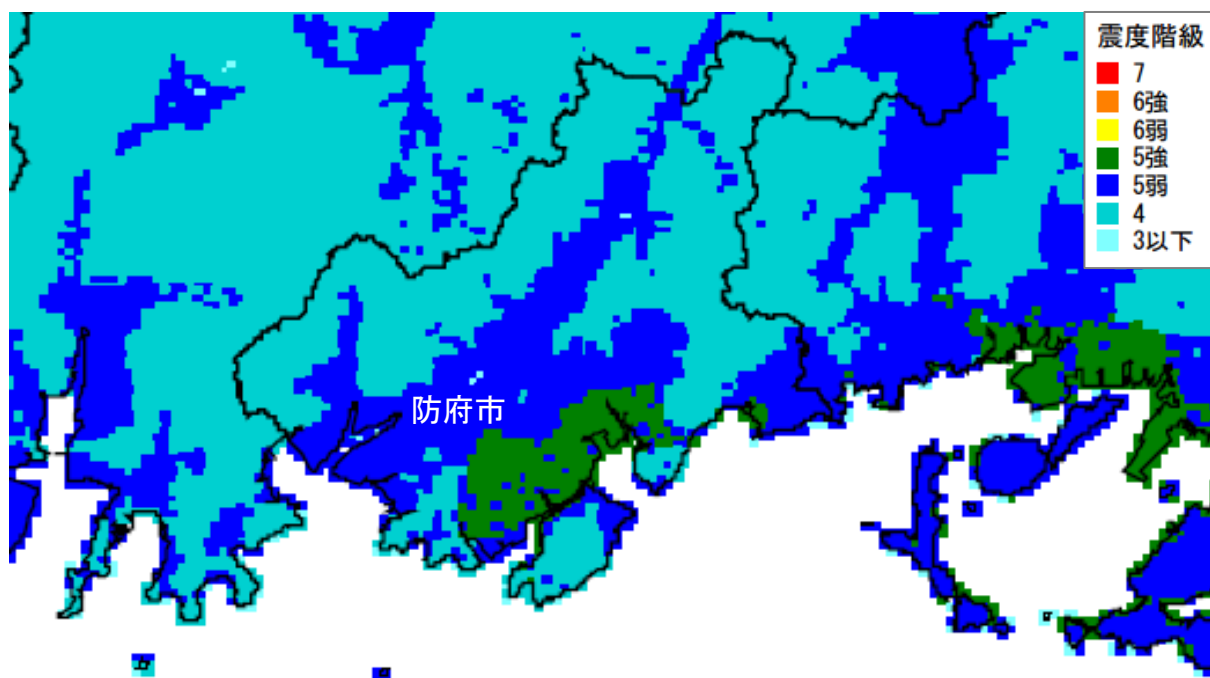
表-2 津波のレベル

レベル	頻度・規模	被害想定等
最大クラスの津波 (L2)	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波	○中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる報告 (震度分布・津波高H24.3、浸水想定図H24.8、被害想定H24.8、H25.3、H25.5) ○山口県地震・津波防災対策検討委員会による報告 (浸水想定図H25.12、被害想定H26.3)
頻度の高い津波 (L1)	最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波	○中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会による報告 (H15.12)

第3回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料3 「L1津波の考え方等について」(平成24年11月7日) から作表

以上を踏まえ、市においては、南海トラフ巨大地震対策を進めていく上で対策に幅を持たせ万全を期するため、「住民の生命を守ることを最優先として、どのような災害であっても最低限必要十分な社会経済機能を維持することが必要」という考えのもと、県による被害想定を基本として、上記のレベルの津波のうち、最大クラス(L2)の津波を想定することとする。

1) 震度分布



出典) 第4回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料3「地震動・地盤被害予測結果について(案)」
平成25年1月29日

図-2 南海トラフ巨大地震における震度分布図(委員会による想定)

2) 津波水位分布



出典) 第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料2「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定②結果について(案)」平成25年12月24日

図-3 南海トラフ巨大地震における津波水位分布図

3) 最高津波水位

表-3 代表地点の最高津波水位等

代表地点名	最高津波水位		最高津波 水位到達 時間(分)	海面変動 影響開始 時間(分)	上昇 下降
	(T.P.m)	うち 津波波高(m)			
秋穂漁港(大海地区)	3.2	1.6	308	59	下降
西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降
三田尻中関港(中関地区)	3.0	1.4	307	48	下降
三田尻中関港(三田尻地区)	2.8	1.2	126	51	下降
富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降

※ この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が襲来し、津波波高が高く、到達時間は早くなる可能性があります。

※ 「最高津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示し、小数点以下第2位を切上げています。

※ 「海面変動影響開始時間」は、代表地点で地震発生直後海面に±20cm(海辺にいる人の人命に影響がでる恐れのある水位の変化)の変動が生じるまでの時間です。

なお、「-」は、設定の水位変化が生じる津波が到達していないことを示し、0分は地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示しています。

※ 「最高津波水位」と「海面変動影響開始時間」は、津波断層モデルが異なることがあります。

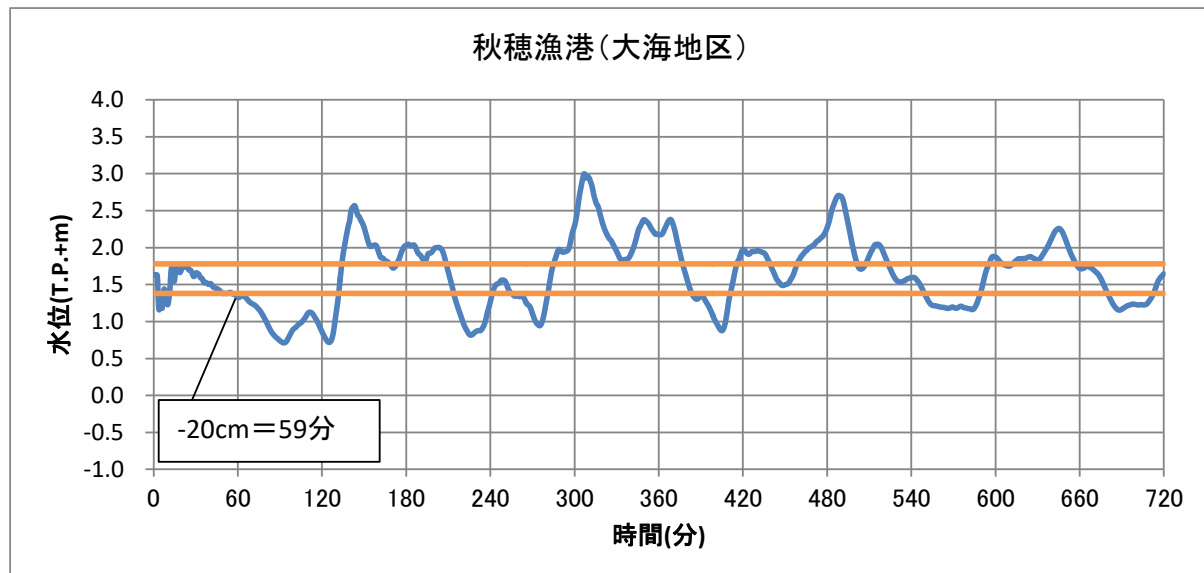
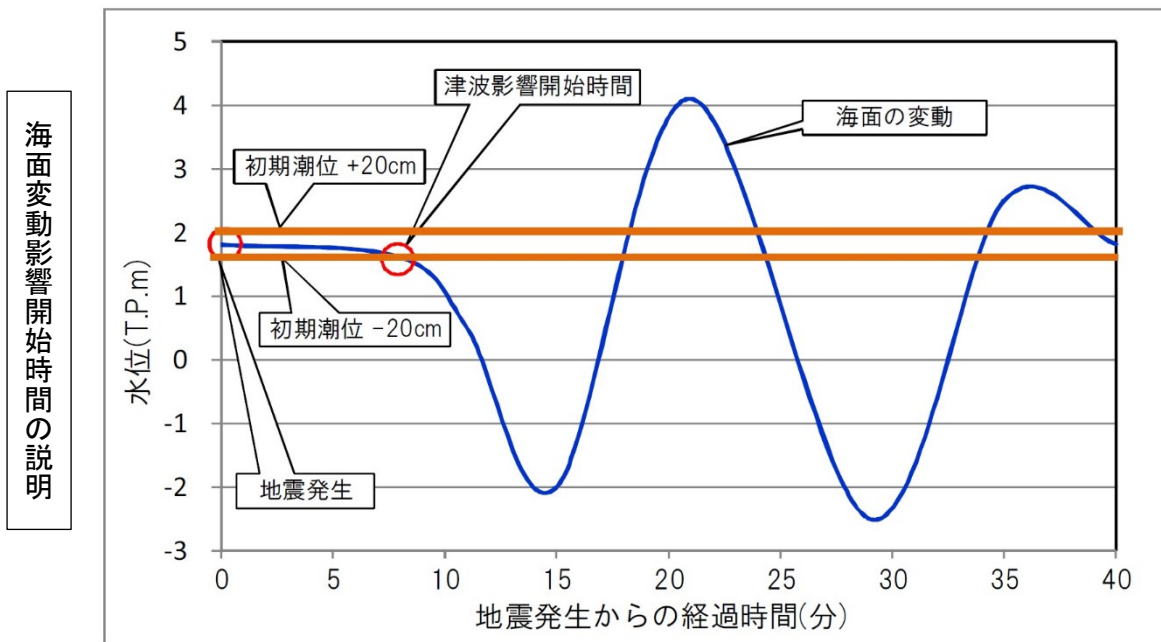
出典) 第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会「津波浸水想定について(解説)」
平成25年12月24日 及び山口県ホームページ「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)について」

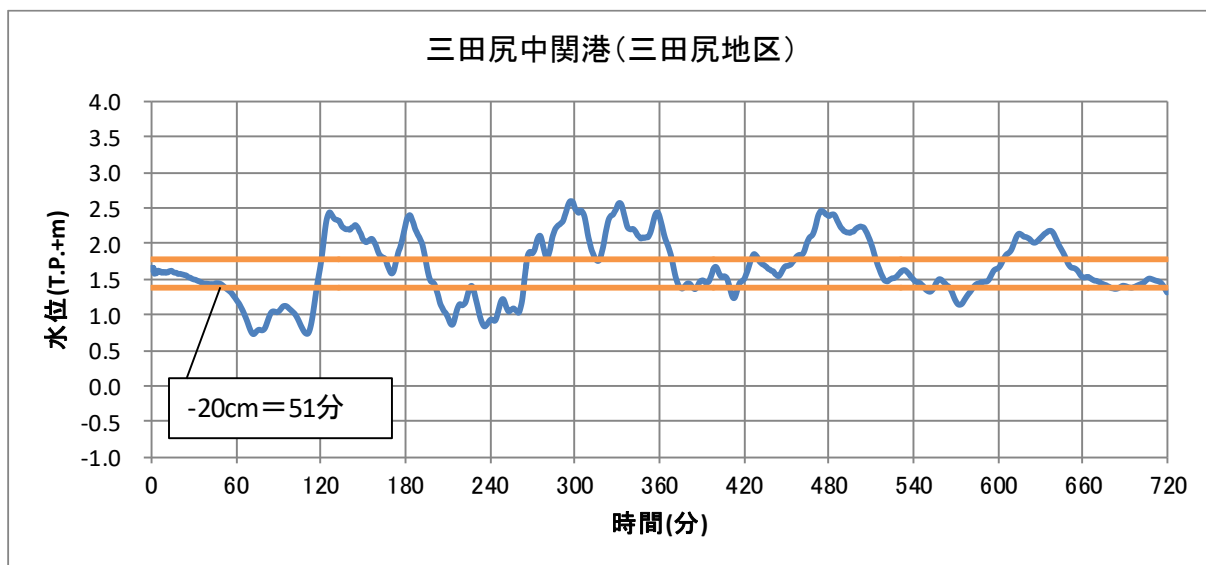
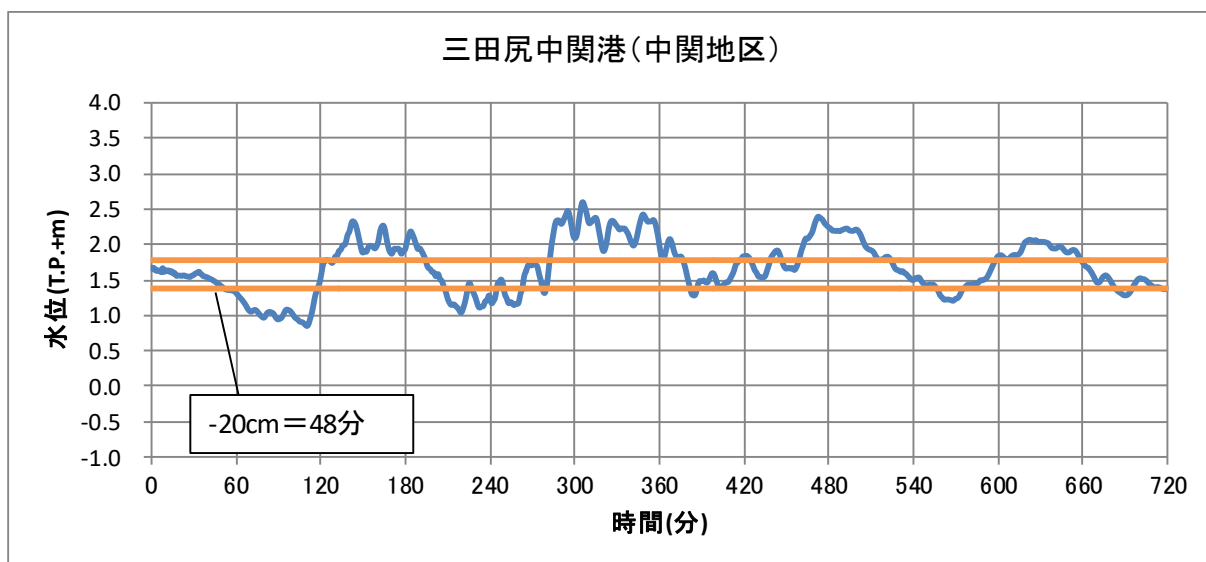
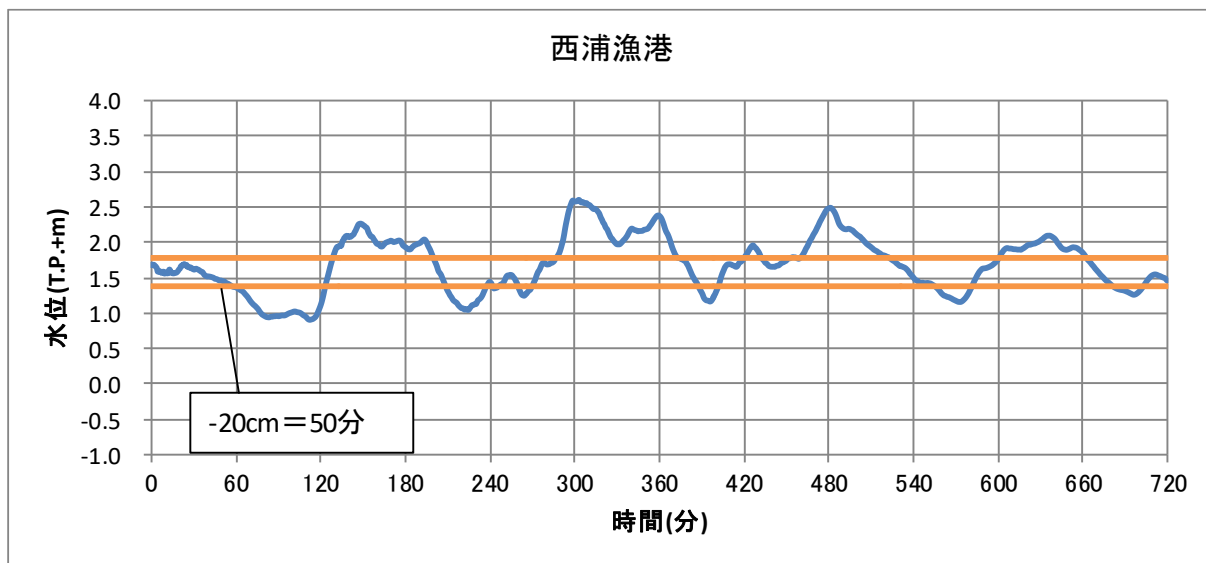
4) ハイドログラフ

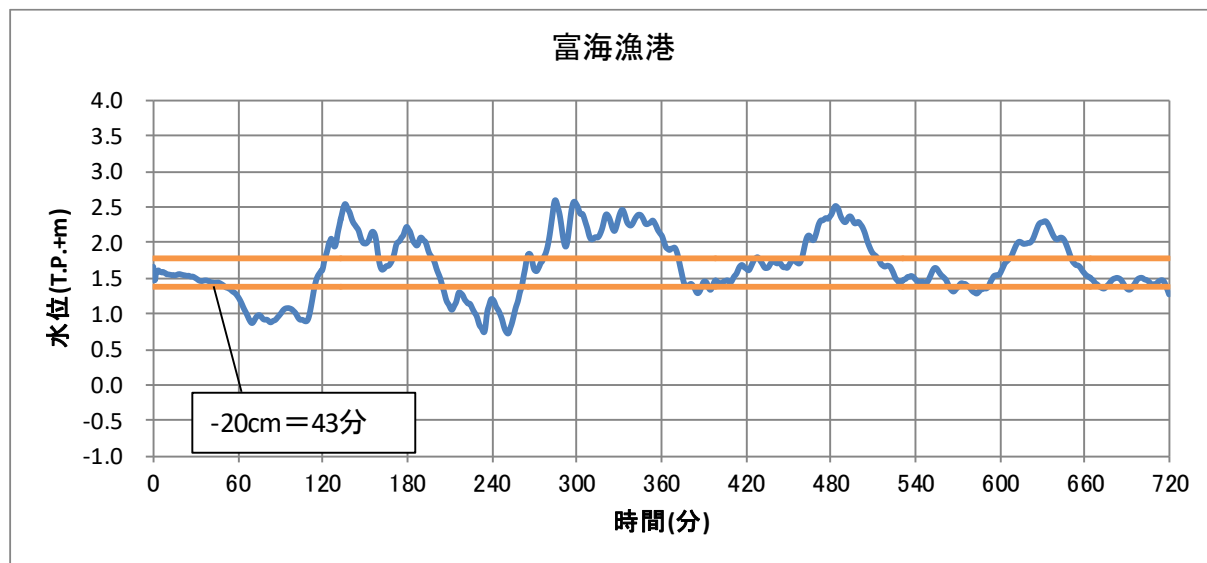
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示したもの。

○ 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間。

※ “3) 最高津波水位”の地点とは、場所が異なるため、水位等の数値が異なっています。





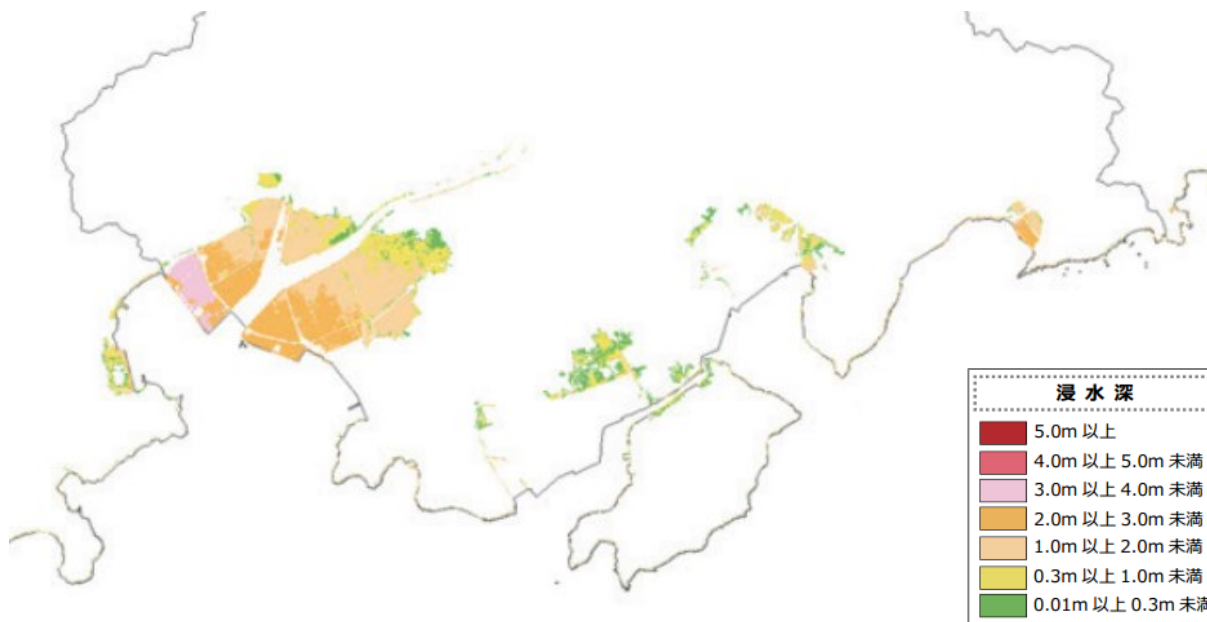


※ “3) 最高津波水位” の地点とは、場所が異なるため、水位等の数値が異なっています。

出典) 第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会 「津波浸水想定について(解説)」
平成25年12月24日 及び山口県ホームページ「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)について」

図-4 海面変動影響開始時間予測図

5) 津波浸水想定 (浸水域及び浸水深)

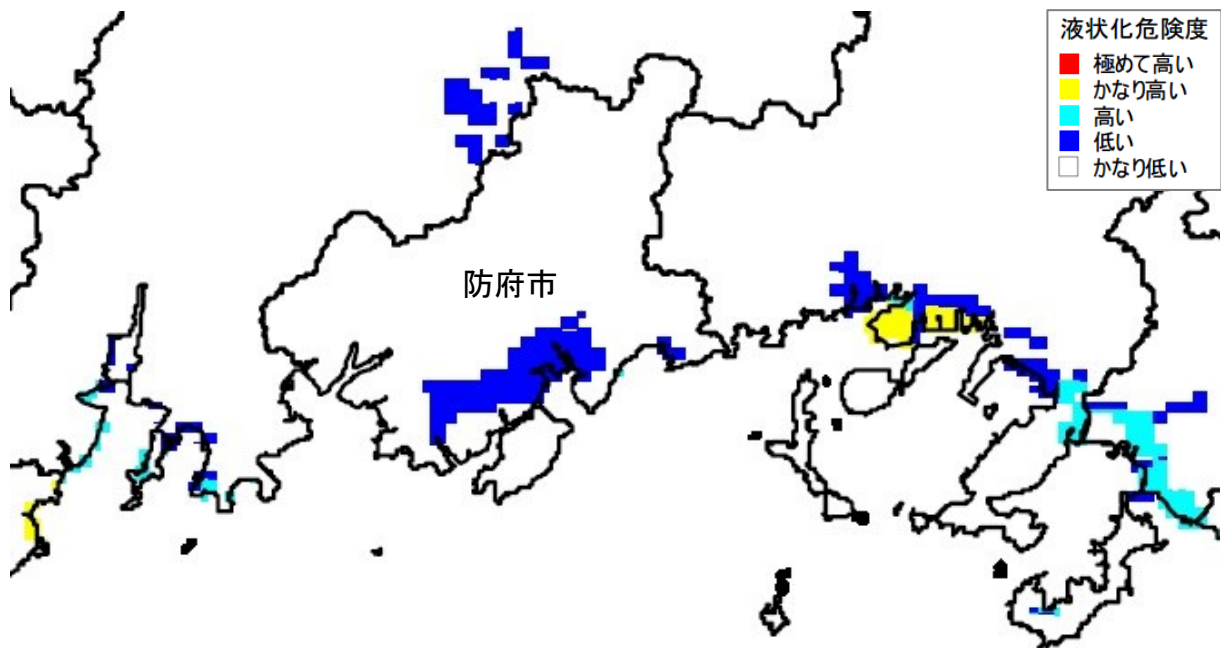


出典) 第7回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料2「瀬戸内海沿岸の津波浸水想定②結果について(案)」平成25年12月24日 及びホームページ「山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸)について」

図-5 南海トラフ巨大地震における浸水想定図 (全体図)

※ 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による津波浸水想定を重ね合わせ、最大の浸水域・浸水深について作成した図

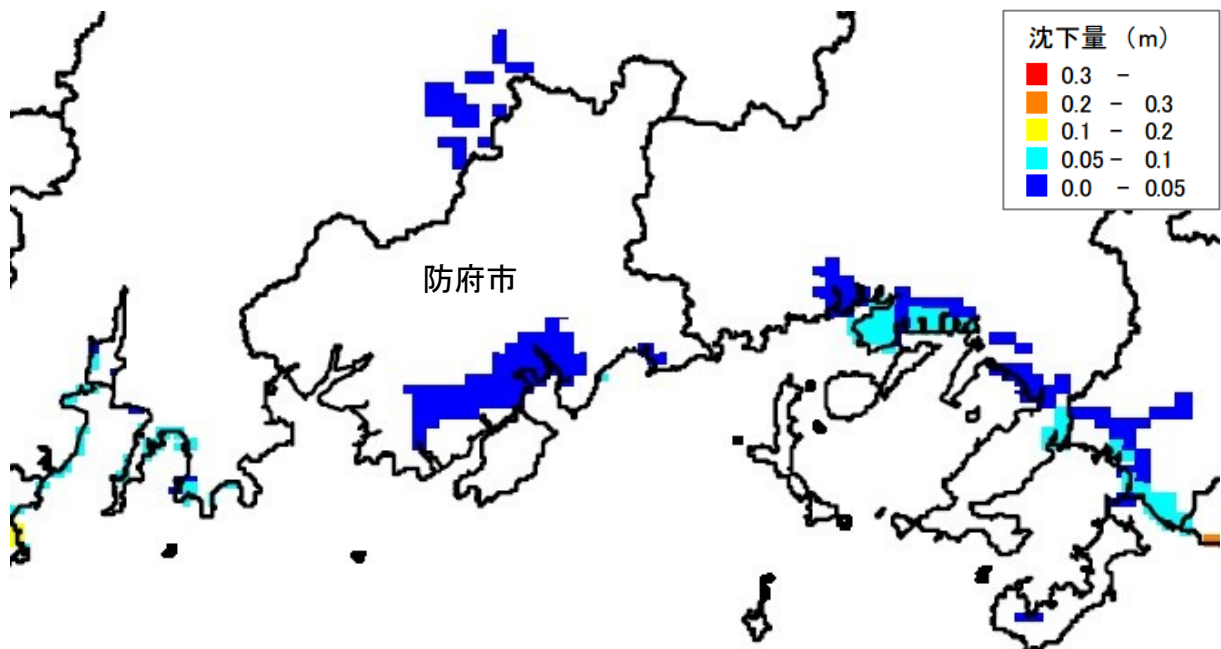
6) 液状化危険度分布



出典) 第4回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料3「地震動・地盤被害予測結果について(案)」
平成25年1月29日

図-6 南海トラフ巨大地震における液状化危険度分布(最大クラス)

7) 沈下量分布



出典) 第4回山口県地震・津波防災対策検討委員会 資料3「地震動・地盤被害予測結果について(案)」
平成25年1月29日

図-7 南海トラフ巨大地震における沈下量分布(最大クラス)

(3) 被害の概要

1) 発災季節及び発災時刻の想定

想定する発災季節と発災時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」で設定している次の3ケースとする。なお、風速については、山口県での平均風速3m/sと、比較的強い風速15m/sの2ケースとする。

表-4 発災季節及び発災時刻の想定

ケース	発災季節・時刻[風速]	特 徴	対象人口
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの方が自宅で就寝中 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース ・津波からの避難が遅れる。 	夜間人口
②	夏の昼 12時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・海水浴客をはじめとする多くの観光客が沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。 	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速 15m/s	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)

2) 基礎データ・地震動・土砂災害

表-5 基礎データ・地震動・土砂災害

防府市			南海トラフ巨大地震M9.0 (H26.3)
基礎データ	人口 (人)	昼間	114,573
		夜間	116,611
	建物 (棟)	木造	34,396
		非木造	22,952
		計	57,348
地震動	最大震度		5強
	震度別面積率 (%)	7	0.0
		6強	0.0
		6弱	0.0
		5強	4.2
		5弱	48.6
4以下	47.3		
土砂災害	危険度ランク A の箇所数	急傾斜地崩壊	3
		地すべり	0
		山腹崩壊	0

※第8回山口県地震・津波防災対策検討委員会資料1「南海トラフ巨大地震の被害想定結果(1)結果の概要について」から作表

3) 市の被害想定

表-6 市の被害想定

防府市			冬の夕方18時		夏の昼12時		冬の深夜		
			風速 15m/s	風速 3m/s	風速 15m/s	風速 3m/s	風速 15m/s	風速 3m/s	
建物被害	全壊 (棟)	揺れ	0	0	0	0	0	0	
		液状化	10	10	10	10	10	10	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	
		津波	209	209	209	209	209	209	
		計	219	219	219	219	219	219	
	半壊 (棟)	揺れ	3	3	3	3	3	3	
		液状化	52	52	52	52	52	52	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	
		津波	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	1,470	
		計	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	
	火災による建物被害	出火 (件)	0	0	0	0	0	0	
		残出火 (件)	0	0	0	0	0	0	
焼失 (棟)		0	0	0	0	0	0		
建物倒壊		0	0	0	0	0	0		
人的被害	死者 (人)	屋内収容物移動・転倒	0	0	0	0	0	0	
		土砂災害	0	0	0	0	0	0	
		火災	0	0	0	0	0	0	
		津波	0	0	1	1	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	1	1	0	0	
		負傷者 (人)	建物倒壊	0	0	0	0	0	0
			屋内収容物移動・転倒	0	0	0	0	0	0
	土砂災害		0	0	0	0	0	0	
	火災		0	0	0	0	0	0	
	津波		10	10	13	13	6	6	
	その他		2	2	0	0	0	0	
計	12	12	14	14	6	6			
重傷者 (人) ※負傷者の内数	建物倒壊	0	0	0	0	0	0		
	屋内収容物移動・転倒	0	0	0	0	0	0		
	土砂災害	0	0	0	0	0	0		
	火災	0	0	0	0	0	0		
	津波	4	4	5	5	2	2		
	その他	1	1	0	0	0	0		
計	4	4	5	5	2	2			
自力脱出困難者 (人)		0	0	0	0	0	0		
ライフライン	上水道	断水人口 (人)	125						
	下水道	機能支障人口 (人)	634						
	電力	1日後停電件数 (軒)	655	-					
	通信	不通 (回線)	479						
	ガス	供給停止 (世帯)	0						
交通	緊急輸送道路	被害箇所数 (箇所)	1						
	道路	被害箇所数 (箇所)	31	-					
	港湾	被害度がかなり高い岸壁 (箇所)	1						
生活支障	1日後	避難所生活者 (万人)	0.6	-					
		食料需要 (万食)	2.3						
		仮設トイレ需要 (基)	70						
	帰宅困難者 (人)		-	4,308	-				
	重要施設数 (使用性×)	災害対策拠点 (箇所)	0						
		避難拠点 (箇所)	0	-					
医療拠点 (箇所)		0							
ため池 (危険度ランクA)	箇所数 (箇所)	0	-						
	影響人口 (人)	0							
その他	災害廃棄物発生量 (万トン)	60	-						
	孤立集落 (世帯)	0							
経済被害	直接被害 (億円)	682							

※第8回山口県地震・津波防災対策検討委員会資料1「南海トラフ巨大地震の被害想定結果(1)結果の概要について」から作表

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

※重要施設は、県管理施設を除く。また、災害廃棄物発生量は、津波堆積物発生量に幅があるため、最大値を採用した結果を示す。

1-3 津波・災害に関する基本的な考え

1-2(2)「想定される地震・津波」に示す被害想定に対し、最大クラスの被害を踏まえ、抑止と軽減の観点から、以下のような考え方にに基づき、ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

(1) 被害抑止を中心とする対応

人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化等の観点から、ハード対策を中心とした海岸保全施設等の整備を行うなど、できる限り被害を抑止することを基本とした対策を推進する。

(2) 被害軽減を中心とする対応

市民・事業者等への南海トラフ巨大地震の情報発信及び避難等の安全確保に関する啓発を行うとともに、最大クラスの津波に対しては、海岸保全施設等の整備などの現在のハード対策では物的な被害を防ぎきれないため、人命を守ることを最優先とした被害軽減対策を基本とし、住民の避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を推進する。

表-7 ハード・ソフト対策

区 分	対 策 の 内 容
ハード対策	① 防潮施設等の計画的な整備・補修・補強の推進 ② 最大クラスの津波を想定し、津波が防潮堤を越流した場合でも粘り強く防潮堤が機能する構造への補強対策の検討及び実施
ソフト対策	① 市民・事業者への南海トラフ巨大地震の情報発信と避難の啓発 ② 最大クラスの津波浸水想定区域を対象とした避難対策の推進 ③ 最大クラスの津波を想定した避難訓練の実施や防災教育の推進 ④ 防潮扉、水門等の閉鎖体制確立と作業員の安全確保対策の推進 ⑤ 災害情報の収集

第2章 人員、物資等の確保

2-1 人員の確保

主な担当関係部署：各課共通

職員の配備・参集体制の整備や応急活動マニュアルの整備等を進め、人員の確保及び適切な配備や活動が臨機応変に行えるよう、市防災計画（共通編）第2編第3章第1節「市の活動体制の整備」に定めるところにより行う。

2-2 物資等の確保・配備等

主な担当関係部署：各課共通

（1）物資等の確保

災害応急対策を円滑に発揮するため、燃料、発電機、建設機械、車両等市本部の運営及び応急・復旧活動時に有用な資機材等について確保しておくよう、市防災計画（共通編）第2編第3章第1節第5項「必要資機材の整備」に定めるところにより行う。

地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資・資機材（以下「資機材等」という。）は、必要に応じて県に供給を要請し確保しておく。

（2）配備計画の検討

災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材等を迅速に確保できるよう、地域の実情に即した配備計画の作成を検討するなど、準備を進める。

（3）調達計画の検討

災害発生後に必要な資機材等を迅速に確保することができるよう、調達計画の作成を検討するなど、準備を進める。

2-3 初動体制の確保

主な担当関係部署：各課共通

(1) 行政機能確保のための取組推進

災害発生直後から行政機能を維持し、又は早期に回復することができるよう、防災の中核拠点となる施設の耐震化については、「防府市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を進める。

(2) 本部機能の強化

災害発生直後から、防府市災害対策本部（以下「市本部」という。）の機能が確保できるよう、設置予定場所の耐災性の強化を図るとともに、電力や通信など市本部の運営を行うために必要な機能が確保できるよう市本部の執務環境の強化を図る。

なお、被災により市本部が使用できなくなる場合や市本部の執務に支障が生じることも念頭に、市本部設置の代替場所を定め、情報収集・伝達における代替手段を確保するなど、市本部機能の確実な確保に努める。

(3) 初動体制の強化

迅速に初動体制を確立するため、動員配備体制、市本部の活動体制等について検討し、災害発生初動時の人員を迅速に確保できるよう、市防災計画（共通編）第3編第1章第1節「市活動体制の確保」及び市防災計画（震災対策編）第3編第2章第1節「市活動体制の確保」に定めるところにより行う。

(4) 応援要請に向けた準備

応援要請を迅速に行えるよう応援要請計画及び受援計画について検討し、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るための応援協定の締結等を、各関係機関と進めておくよう、市防災計画（共通編）第2編第3章第3節「県及び防災関係機関との連携体制の整備」に定めるところにより行う。

(5) 物資等の点検及び更新

災害時に資機材等が使用できるよう、毎年、定期的に点検を行い、経年劣化などと併せ、計画的に更新を行う。

(6) 津波避難や帰宅困難者対応に向けた日頃からの取組

1) 意識啓発・教育訓練

防災マップ（津波編）の作成・配布を通じて、津波被害のおそれがある地域を主な対象として津波から身を守るための意識啓発を行うとともに、防災ファイルの配布、出前講座等を通じた啓発の推進や市民等へ広く周知を図るよう、市防災計画（震災対策編）第2編第5章第3節「津波に関する普及啓発」に定めるところにより行う。

2) 要配慮者の避難対応

高齢者、障害者等の要配慮者の避難を確実にできるよう、避難指示等の発令時の要配慮者への情報伝達や避難支援等関係者の避難誘導等への支援、避難行動要支援者の移送など、津波避難対策を進めるよう、市防災計画（共通編）第3編第9章第1節「避難における支援」に定めるところにより行う。

3) 帰宅困難者対応に向けた取組

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、啓発等を行い、一斉帰宅を抑制する。帰宅困難者に対する一時滞在場所の確保対策等の検討及び周知を、市防災計画（共通編）第2編第12章第1節「帰宅困難者の支援体制の整備」に定めるところにより行う。

第3章 地震発生時の応急対策等

3-1 地震発生時の応急対策

主な担当関係部署：各課共通

市として実施すべき災害応急対策活動については、市防災計画（共通編）第3編「災害応急対策計画」によるところを基本とするほか、地震・津波災害に関する事項について、市防災計画（震災対策編）第3編「地震・津波災害応急対策」を組み合わせることにより、効果的な応急対策の実施を目指す。この際、特に以下の対策について、迅速かつ確かな対応を行うよう留意する。

（1）情報の収集伝達

情報の収集・伝達における通信体制の確保、通信手段の確保及び通信設備の機能回復については、市防災計画（共通編）第3編第2章第2節「災害発生時の通信手段の確保」に定めるとおりとする。

また、地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、市防災計画（共通編）第3編第2章第3節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところにより行う。

なお、この際、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、情報の種類に応じた適切な対策を行うよう留意する。

（2）施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所等に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等を把握する。

（3）二次災害の防止

市は、地震による二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

（4）救助・救急・消火・医療活動

消防・救助に関する体制確保及び災害現場における消防活動、救急・救助活動、傷病者の

搬送等については、市防災計画（共通編）第3編第5章第1節「消防・救急活動」に定めるところにより、震災時の消防活動、水防活動、危険物等応急活動等については、市防災計画（震災対策編）第3編第4章「消防等の応急活動」に定めるところにより行う。

また、医療救護活動、医薬品・医療資機材等の補給及び集団発生傷病者救急医療活動については、市防災計画（共通編）第3編第6章第1節「医療救護活動」に定めるところにより行う。

（5）物資調達

市は、災害発生後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

そのほか食料の供給、応急給水活動及び生活必需品の供給に関する活動については、市防災計画（共通編）第3編第10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」に定めるところにより行う。

（6）輸送活動

緊急輸送ネットワークの確保及び交通確保、緊急輸送道路の啓開、輸送手段の確保に関する活動については、市防災計画（共通編）第3編第7章「緊急輸送」に定めるところにより行う。

（7）保健衛生・防疫活動

健康管理活動及び食品衛生活動、防疫薬剤の使用等防疫活動に関する対応については、市防災計画（共通編）第3編第16章「保健衛生・防疫活動」に定めるところにより行う。

3-2 他機関に対する応援要請

主な担当関係部署：防災危機管理課、人事課、消防本部

市は、必要に応じて、事前に締結している相互応援協定に基づき、人員派遣や物資等の提供の要請及び受入れについては、市防災計画（共通編）第3編第4章第1節「防災機関等との応援・受援」に定めるところにより行う。

また、市は、自衛隊への災害派遣要請が必要と判断する場合は速やかに市本部本部員会議に諮り、自衛隊の災害派遣を要請し、受入れについては、市防災計画（共通編）第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」に定めるところにより行う。

なお、山口県内広域消防応援、緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画及び山口県緊急消防援助隊受援計画に関する事項は、市防災計画（共通編）第3編第4章第3節「広域消防応援・受援」に定めるところにより行う。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項

4-1 津波からの防護のための対応

主な担当関係部署：河川港湾課、農林漁港整備課 主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、 山口農林事務所

津波からの防護のために必要な整備をはじめとする平常時の対応及び災害時の対応を、以下の基本方針に基づき実施する。

(1) 平時からの取組

市又は堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者（以下「各管理者」という。）は、津波による被害のおそれのある地域への浸水被害を軽減するための陸閘・防潮水門等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検・管理を行う。津波災害に対する海岸保全施設の整備については、山口南沿岸海岸保全基本計画のもと取組を行っており、海岸堤防や排水機場などの保全施設の整備等の実施については、市防災計画（震災対策編）第2編第2章第4節「海岸保全施設の整備等」に定めるところによる。

また、各管理者は、陸閘、防潮水門等の閉鎖を迅速かつ確実にを行うための体制を確立し、閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮しつつ閉鎖の手順を整理しておくとともに、操作員との連絡を行うための防災行政無線の整備を推進し、定期的な点検・管理を行う。

1) 堤防・水門等の整備及び点検

各管理者は、従来の高潮対策を基本に海岸保全施設の整備を進めるとともに、最大クラスの想定津波に対しては、津波が防潮施設を越流した場合でも倒壊しない「粘り強い」構造へと補強対策を進める。

点検及び平常時の管理事項	○陸閘、防潮水門等施設の維持管理計画を作成し、計画的な補修等を行う。 ○陸閘、防潮水門等施設の自動化・遠隔操作化・補強等必要な整備等を行う。 ○陸閘、防潮水門等施設の機能、操作性を保持するための定期点検を実施する。 ○防潮扉等の閉鎖支障物の撤去指導を行う。 ○終業時における防潮扉等の日常的閉鎖について、各担当企業に要請する。
--------------	---

2) 体制の確立

地震発生から津波が到達するまで、防府市では最短で120分程度であることが想定されることを踏まえ、津波時の防潮扉、水門等を閉鎖する体制を確立する。

津波時の防潮扉、水門等の閉鎖対応は、通常開放している防潮扉等を対象に、その設置地盤高と津波により想定される最高潮位との関係を考慮し、以下の事項を定めておく。

区 分	整 備 等 の 内 容
閉鎖体制	○平日における津波発生時の体制 ○夜間・休日における津波発生時の体制
閉鎖指令基準	○大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時の閉鎖指令基準 ○閉鎖指令の解除基準
閉鎖対象施設	○津波浸水想定区域内の施設の閉鎖の優先順位
閉鎖活動	○大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時の閉鎖活動内容 ○閉鎖における作業時間及び待避までの時間

3) 各管理者の対応

津波による被害の軽減を図るため、各管理者の行う対応を以下に示す。

区 分	整 備 等 の 内 容
港湾管理者 (防府土木建築事務所) (河川港湾課)	○波浪による災害を防止するため、防波堤等を整備する。 ○津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のため、関係機関と連携を図り、次の措置を講じる。 ・船舶係留の徹底・強化 ・漂流物防止柵の設置
漁港管理者 (農林漁港整備課)	○波浪による災害を防止するため、防波堤等を整備する。 ○津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のため、関係機関と連携を図り、次の措置を講じる。 ・船舶係留の徹底・強化 ・漁業関連施設の耐浪性強化 ・漂流物防止柵の設置
海岸管理者 (山口農林水産事務所) (農林漁港整備課)	○沿岸部における防波堤、防潮堤等の整備など、想定される津波を考慮した上で順次、海岸保全施設等の強化を図る。 ○特に、海岸保全施設の未整備区域については、海岸全体の中で優先順位を検討しつつ、順次整備する。 ○海岸保全施設は、機能の保持に努める。 ○津波により引き起こされる船舶の流動等漂流物による被害防止のため、関係機関と連携を図り、次の措置を講じる。 ・船舶係留の徹底・強化 ・漂流物防止柵の設置

区 分	整 備 等 の 内 容
河川管理者 (国土交通省山口 河川国道事務所) (防府土木建築事務所) (河川港湾課)	<ul style="list-style-type: none"> ○河川堤防等の耐震化を推進し、液状化による沈下を軽減して浸水を抑制するとともに、堤防道路としての活用を図る。 ○護岸、角落等の防潮施設を定期的に点検するとともに、必要に応じて補修・補強を行う。また、津波が防潮施設を越水した場合でも粘り強く防潮施設が機能する構造への補強対策等を検討する。 ○特に、津波時に浸水のおそれがある河川横断部及び主要水門については、優先順位を検討しつつ、順次角落を整備する。 ○津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、施設管理を徹底し、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立を図る。
内水排除施設管理者 (防府土木建築事務所) (山口農林水産事務所) (河川港湾課) (農林漁港整備課)	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全施設の未整備区域では、海岸保全施設の整備に合わせ、内水排水計画を立案し、順次整備する。 ○海岸保全施設の整備完了区域では、内水排除施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。また、津波対策として、水門や雨水幹線の吐口からの影響を軽減するため、雨水ゲートや水門が速やかに機能するよう、閉鎖体制を確保する。 ○雨水ゲートや水門の操作を行うための非常用発電装置の整備・点検を行う。 ○内水排除施設等の施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 地震・津波発生時の対応

堤防、水門等の管理者は、地震・津波が発生した場合又は津波による被害発生のおそれのある場合は、直ちに水門、陸閘等の閉鎖等の措置を講ずる。

また、工事中の場合は、工事の中断等の措置を講ずる。

4-2 津波に関する情報の伝達等

主な担当関係部署：防災危機管理課、広報広聴課（広報班）、地域振興課（出張所班）、
消防本部
主な担当関係機関：下関地方気象台、徳山海上保安部、防府土木建築事務所、
防府警察署

津波に関する情報の伝達に関しては、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下（津波警報等）という。）及び避難指示等の伝達を行うほか、以下の事項に配慮し取り組むよう、市防災計画（震災対策編）第3編第3章第1節「津波警報等の伝達」に定めるところにより行う。

（1）平時からの取組

1）津波に関する情報伝達経路の整備

市は、津波警報等や避難指示等を、市民をはじめ、避難行動要支援者、帰宅困難者等へ同時かつ迅速に伝達するため、同報系防災行政無線の整備、及び津波避難対象地域への屋外拡声子局の増設を検討し、必要に応じて整備を進める。

また、防潮扉開閉等の指令伝達の迅速化を図るため、防潮扉操作委託事業者等に対する戸別受信機の設置を検討するほか、より多様な情報伝達経路の確保のため、地域のコミュニティ放送（FM）局を活用した緊急情報の伝達について検討する。

なお、通常使用している伝達網が地震動等の影響により、寸断される可能性があることも視野に、多様な伝達経路を検討し、その整備を推進する。

また、その際、聴覚障害者等へ配慮した効果的な伝達手段の確保に努める。

2）津波に関する情報伝達のための取組の推進

市は、多様な情報伝達手段を活用して、適切かつ確実に市民等へ情報提供するため、具体的な広報の方法や内容について検討する。また、津波に関する情報伝達や避難訓練を通じて、津波災害時の情報について、市民等に周知しておく。

その他、コミュニティ放送（FM）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関や公共機関と災害情報に関する広報の実施に関する協定の締結を進める。

3）船舶所有者・団体等の情報収集連絡に関する取組の推進

大型船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶所有者及び団体は、災害発生時に船舶の係留強化、港外待機などの措置を適切に判断できるよう、平時から災害情報の収集体制の構築に努める。

(2) 地震・津波発生時の対応

1) 防災関係機関相互の情報の共有

市は、災害情報及びこれに対する措置に関する情報を、県及び防災関係機関と相互に共有する。

2) 市民等への広報

市は、地震発生後、市民、公私の団体及び市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下「観光客等」という。）に対し、津波情報を広報する。

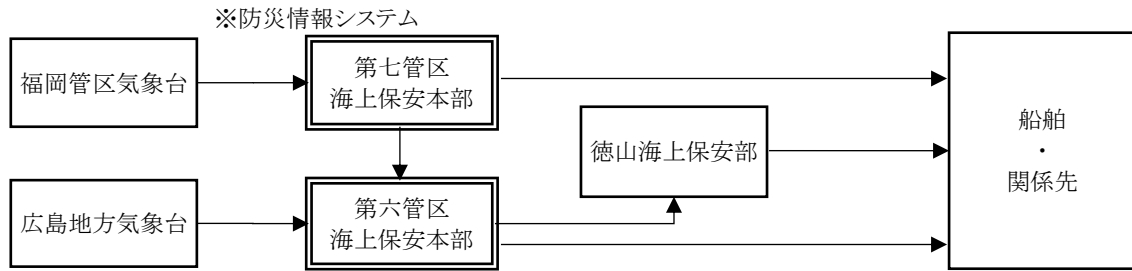
広報の方法	○市は、津波被害対応の緊急性から、以下に示す方法など、多様な伝達手段を活用して、迅速に広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none">・報道機関の協力を得て行う広報・広報車による広報・防災行政無線による広報・HPや携帯サイトなどインターネットを活用した情報伝達・自主防災組織との連携による広報・アマチュア無線団体との連携による広報・公共機関等を通じた災害情報の提供
広報の内容	○発生した地震、津波及び余震等、今後の地震・津波に関する情報 ○避難指示等の避難に関する情報 ○避難場所等に関する情報 ○その他、住民、事業者が早急に取りべき措置及び被災者のニーズに応じた情報

3) 入出港中及び在泊中の船舶への情報伝達

市は、既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁又は下関地方気象台（以下「気象庁等」という。）からの津波情報を伝達する。

徳山海上保安部及び港湾関係者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から、安全な海域で船舶を待機させる等必要な措置を実施するとともに、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報等の入手に努めるとともに、市、県及び防災関係機関は、船舶関係者に対し、情報伝達に努める。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

図-8 入出港中及び停泊中の船舶への情報伝達ルート

4) 市域における被害状況の迅速な把握

市は、情報収集・伝達連絡体制を確立し、被害情報調査・収集・集約を行い、迅速に被害状況を把握するよう、市防災計画（共通編）第3編第2章第3節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところにより行う。

4-3 避難対策等

主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、
地域振興課（出張所班）、観光振興課、障害福祉課、高齢福祉課、
子育て支援課、子ども家庭課、健康増進課、社会福祉課、文化振興課
都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、開発建築指導課、農林漁
港整備課、教育委員会（学校教育課・教育総務課・生涯学習課）

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域（以下「津波浸水想定区域」という。）は、1-2（2）4）津波浸水想定のとおり。

なお、津波浸水想定区域は、山口県が発表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」に基づき、津波により浸水する可能性が高い地域としている。

（1）平時からの取組

1）津波時の避難地及び避難路の確保

市は、避難地（津波避難ビル等を含む）の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、地震の影響による建物・施設等の倒壊や火災の影響、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。

また、沿道建物の耐震化やブロック塀の補強の啓発に努める。

2）指定緊急避難場所の指定及び明示

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる避難先として、最大クラス（L2）の津波にも対応できる避難場所、避難ビル等を指定緊急避難場所として指定する。

また、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物の明示に努める。

表-8 指定緊急避難場所の指定要件

原則		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難場所（津波）は、津波浸水想定区域外の一定の広さを有した屋外空間を基本とする。 ○逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者などが、津波到達時間までに水平避難できない場合の緊急的な避難場所として、堅牢な建物の3階以上を津波避難ビルに指定する。
指定場所・施設の条件	津波浸水想定区域外の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○広い公園、広場など ○小学校・中学校のグラウンド ○防府市津波避難計画で指定した避難場所
	津波浸水想定区域内の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○堅牢な建物（新耐震基準で設計された鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート構造） ○原則3階以上の階層（想定される浸水深以上の高さが十分確保できる場合は、この限りでない。） ※指定に当たっては、外階段やスロープの有無、使用可能な（開放）時間帯、進入口・進入路などに留意して指定する。

3) 集客施設等での表示

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、津波浸水想定図の掲示や、津波時の避難先及び避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

4) 市民等における取組

津波浸水想定区域の市民等は、津波時の避難先、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

5) 避難行動要支援者の避難に関する準備

津波浸水想定区域内に居住等をしている避難行動要支援者に対しては、避難支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の準備をしておく。

主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と平時から情報共有し、避難行動要支援者の避難支援等の個別支援計画を策定するよう、市防災計画（共通編）第2編第8章第2節第2項「避難行動要支援者の避難支援体制の整備」に定めるところにより行う。 ○津波警報等の発表により、市長が避難指示を発令したときは、避難行動要支援者の避難場所までの介助及び搬送は、本人の親族又は避難支援等関係者が行うこととなるため、関係者間で支援に係るルールを決め、個別支援計画を策定する。また、市は、自主防災組織を通じて介助又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
------	---

6) 外国人、出張者等に対する避難誘導等に関する準備

市は、津波浸水想定区域内にいる外国人や出張者への避難誘導の方法を検討しておく。また、実際の避難誘導・支援は、地域の消防団や自主防災組織等に協力を得ることが不可

欠となるため、市は、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、事前に連携体制を確保しておく。

7) 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等における措置

法第7条の規定により南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波警報等発表時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

8) 避難場所等の開設に向けた準備

避難場所等の開設に向けて、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、施設管理者との事前協議、避難場所等の整備、避難所運営マニュアルの作成、避難所運営体制の整備、備蓄の推進などの取組を、市防災計画（共通編）第2編第7章第3節「避難場所等の指定及び整備」に定めるところにより行う。

また、災害時の負傷者等を救護する医療救護所について関係機関と協議の上、設置体制を整えておく。

9) 津波浸水想定区域の市民等への周知及び意識啓発

市は、津波浸水想定区域のある地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

事前に周知する内容	<ul style="list-style-type: none">○地域の範囲○想定される危険の範囲○避難場所（屋内、屋外の種別）○避難場所に至る経路○避難指示の伝達方法○避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等○その他避難に関する注意事項 （集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
-----------	---

また、市は、市民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を行う。

(2) 地震・津波発生時の対応

1) 津波避難の呼びかけ及び避難指示の発令

市は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分以上の長い揺れを感じたときには、市の区域内の公共団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、広報車、同報系防災行政無線等を利用して市民に周知するとともに、必要に応じて海浜にいる者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

なお、気象庁から津波警報等の発表がされた場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。また、津波注意報が発表された場合は、海岸付近に対して、注意喚起を行う。

この場合、防府警察署、消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

表-9 気象庁の発表に応じた対応

警 報 等	対 応	対 象 地 域
大津波警報・津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定区域
津波注意報	避難指示の発令	海岸付近

2) 津波時の市民等の避難行動

津波浸水想定区域の市民等は、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、徒歩を原則として、速やかに指定緊急避難場所等へ避難する。

なお、津波からの避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する水平避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに水平避難できない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上などに移動するなど、緊急的に津波から身を守るための垂直避難を行う。

3) 津波時の避難誘導

① 避難誘導のための情報提供

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、指定緊急避難場所（津波）等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

② 地域住民に対する避難誘導

市は、避難指示を発令したとき、警察の協力を得て、地域単位で避難場所等に誘導する。なお、避難誘導の実施に当たっては、避難広報を行いながら、津波浸水想定区域外へ市民を誘導しつつ移動する。

③ 自主防災組織等による避難誘導措置

津波浸水想定区域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、あらかじめ定めた避難計画及び市長の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

4) 避難場所等の開設・運営

① 津波浸水想定区域外の避難場所の開設

市は、津波警報等の発表により避難指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波浸水想定区域外の避難場所を速やかに開設する。開設は、避難場所となる建物及

びその周辺の安全を十分確認した上で行う。

② 災害状況把握後の避難所の開設

市は、津波災害の拡大のおそれなくなったと判断した場合は、速やかに津波浸水想定区域内にある指定避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて避難所を開設する。

また、市防災計画（共通編）第3編第12章第1節「応急危険度判定」に定めるところにより、速やかに応急危険度判定を行う。

③ 避難所における救護

市は、避難所の避難者に対し、収容施設への収容、飲料水、主要食料及び毛布の供給、その他必要な救護などの措置を行う。

なお、救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

救護に必要な措置の内容	<ul style="list-style-type: none">○流通在庫の引き渡し等の要請○県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請○その他必要な措置
-------------	--

④ 避難所の運営

市は、避難場所等の開設、各避難場所等との連絡体制、避難者名簿の作成等及び避難場所等の運営体制を確立し、衛生環境の維持、情報提供、要配慮者支援、生活環境の維持、ペットの適正な飼育の指導や支援、物資供給、防犯対策等の避難場所等の管理・運営について、市防災計画（共通編）第3編第8章第4節「避難場所等の設置・運営」に定めるところにより行う。

5) 避難指示の解除

市長は、瀬戸内海沿岸に対する大津波警報又は津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難指示を解除する。

解除条件	<ul style="list-style-type: none">○当該津波予報区の大津波警報又は津波警報が解除されるまでは、避難指示の解除は行わない。○浸水被害が発生した場合、津波警報等が全て解除され、かつ、現地調査の結果等により安全が確保されたと認められることを総合的に判断する。
------	--

6) 警戒区域の設定

市長は、津波により災害が発生し、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があるときは警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

この場合、警察官及び消防吏員は、危険防止その他必要な予防に努める。

7) 災害救助法に基づく避難対策の実施

市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

4-4 消防機関等の対策

主な担当関係部署：消防本部、消防団

(1) 重点的に講ずる措置

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

消防機関等が
講ずる措置

- 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 津波からの避難誘導
- 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 動員、配備計画等の策定

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、防府市警防規程（平成15年防府市消防本部訓令第1号）に定めるところによる。

4-5 ライフライン事業者及び放送関係者の対策

主な担当関係部署：上下水道局

主な担当関係機関：県企業局、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、山口合同ガス(株)防府支店、
西日本電信電話(株)山口支店、日本放送協会山口放送局、
各放送機関

津波時のライフライン事業者の措置については、活動体制を構築し、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努めるよう、市防災計画（共通編）第3編第23章「ライフライン施設等の応急復旧」に定めるところにより行う。また、放送関係者に放送を要請し、報道機関に対して発表を行い、市民等に対し迅速な情報提供を行うよう、市防災計画（共通編）第3編第3章第1節「広報活動」に定めるところにより行う。

(1) 水 道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、市防災計画（共通編）第3編第23章第3節「水道施設」に定めるところによる。

(2) 電 気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う具体的な措置は、市防災計画（共通編）第3編第23章第1節「電力施設」に定めるところによる。

(3) ガ ス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

山口合同ガス株式会社防府支店が行う具体的な措置は、市防災計画（共通編）第3編第23章第2節「ガス施設」に定めるところによる。

(4) 通 信

災害時において、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、西日本電信電話株式会社は、各種通信施設の確保、復旧等を実施する。

西日本電信電話株式会社山口支店等が行う措置及び市が行う具体的な措置は、市防災計画（共通編）第3編第23章第5節「電気通信設備」に定めるところによる。

(5) 放送関係者

1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送が居住者等への情報の伝達に不可欠な伝達手段であることから、日本放送協会山口放送局、テレビ各社等の放送関係者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係者は、市、県及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者、観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係者は、災害発生後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的内容を定める。

4-6 交通対策

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課

主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、
西日本旅客鉄道(株)、防府警察署、徳山海上保安部

(1) 道 路

市、防府警察署及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制や避難経路における交通規制について、あらかじめ計画し周知する。

(2) 海 上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要に応じ、船舶交通の制限、津波による危険が予想される地域から安全な海域への船舶の退避等、必要な措置を実施する。

(3) 鉄 道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を定める。

(4) 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や、駅、港湾ターミナル等に滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が定める南海トラフ地震防災対策計画に定めるものとする。

4-7 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

主な担当関係部署：各課共通

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、診療所、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○津波警報等の入場者等への伝達 ○入場者等の安全確保のための退避等の措置 ○施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置 ○出火防止措置 ○飲料水、食料等の備蓄 ○消防用設備の点検、整備 ○非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど、情報を入手するための機器の整備
個別事項	<ul style="list-style-type: none"> ○診療所等にあつては、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置 ○学校、職業訓練センター等にあつては、以下の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校等が、本市が定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置 ・当該学校等に保護を必要とする児童生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置 ○社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置 <p>※なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。</p>

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1) 市本部が置かれる庁舎等の管理措置

市本部が設置される庁舎等の管理者は、上記、共通する事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、市本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ○自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保 ○無線通信機等通信手段の確保 ○市本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
------	--

2) 避難所等の管理者の措置

避難所又は医療救護所、社会教育施設等の管理者は、(1)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するなど、安全に配慮した対応を図る。

4-8 文化財保護対策

主な担当関係部署：文化振興課

市は、文化財に係る被害軽減を図るため、市防災計画（共通編）第2編第11章第2節「文化財への防災体制の整備」に定めるところによる文化財の倒壊・転倒防止及び出火予防対策、文化財の搬出作業の準備、文化財保有施設における避難対策、被災した文化財等への対応体制の整備を図るほか、特に以下の対策を推進する。

主 な 対 策	<ul style="list-style-type: none">○被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（文化財目録）の整備○土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動の検討○未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値についての周知○防災設備の点検・整備○消防、市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関等との連携、協力体制の確立○消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練の実施○文化財の所有者又は管理団体等に対し、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導の徹底
---------	---

4-9 迅速な救助

主な担当関係部署：消防本部、消防団

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画及び山口県緊急消防援助隊受援計画の定めによる緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実及び教育・訓練の充実を図る。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

5-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 における災害応急対策に係る措置

主な担当関係部署：各課共通

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【市防災計画（共通編）第3編第2章第3節】を準用する。

5-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され た場合における災害応急対策に係る措置

主な担当関係部署：各課共通

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【市防災計画（共通編）第3編第2章第3節】を準用する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、【市防災計画（共通編）第3編第3章第1節】を準用する。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の 実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整

備するものとする。その収集体制は【市防災計画（共通編）第3編第2章第3節】を準用する。

（４） 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（５） 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

（６） 消防機関等の活動

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点としてその対策を定めるものとする。
- 2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

（７） 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- （１） 正確な情報の収集及び伝達
- （２） 不法事案等の予防及び取締り
- （３） 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

（８） 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【市防災計画（共通編）第3編第2章第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

2 電気

- （１） 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- （２） 指定公共機関中国電力(株)・中国ネットワーク(株)が行う措置

必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【市防災計画（共通編）第3編第23章第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

3 ガス

(1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(2) 指定地方公共機関山口合同ガス㈱が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【市防災計画（共通編）第3編第23章第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 通信

指定公共機関西日本電信電話㈱山口支店は、【市防災計画（共通編）第3編第23章第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 放送

(1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【市防災計画（共通編）第3編第3章第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 指定地方公共機関山口放送㈱、テレビ山口㈱、㈱エフエム山口、山口朝日放送㈱が行う措置

【市防災計画（共通編）第3編第3章第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(9) 金融

指定公共機関日本銀行下関支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

(10) 交通

1 道路

(1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。

(2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 海上

(1) 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

（11）市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - エ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
 - オ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

（12）滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

5-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

主な担当関係部署：各課共通

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【市防災計画（共通編）第3編第2章第3節】を準用する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【市防災計画（共通編）第3編第3章第1節】を準用する。

（3）災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（4）市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

6-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

主な担当関係部署：各課共通

(1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性及び緊急度に従って年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備はおおむね5か年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、南海トラフ巨大地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

(2) 施設整備の実施内容

市は、以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成する。また、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に記載した事業についても推進する。

なお、事業については、政令・告示に留意する。

事業計画例	<ul style="list-style-type: none">○建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化○避難場所の整備○避難路の整備○土砂災害防止施設の整備○津波防護施設の整備○避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設の整備○緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備○通信施設の整備
-------	---

第7章 防災訓練計画

7-1 防災訓練計画

主な担当関係部署：防災危機管理課、観光振興課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、こども家庭課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

（1）南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

実施時期・回数	11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。
内容	地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

なお、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

また、訓練の実施に当たっては、訓練を繰り返し実施することにより、避難行動等を個人に定着させるよう工夫するとともに、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とするよう努める。

（2）具体的かつ実践的な連携訓練の実施

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、次に示すような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

主な連携訓練	<ul style="list-style-type: none">○要員参集訓練及び市本部運営訓練○要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練○津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練○災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
--------	--

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

8-1 地震防災上必要な教育に関する計画

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）、健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、地域振興課、くらし環境課、観光振興課、開発建築指導課、文化振興課、スポーツ振興課

市は、県及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

（1）市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るために必要な防災教育を、各部、各課、各機関において実施する。防災教育の内容は次のとおり。

主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識○地震・津波に関する一般的な知識○南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容○南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識○南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割○南海トラフ巨大地震対策として現在講じられている対策に関する知識○南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要のある課題
---------	--

（2）地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、防災マップの作成・見直し・周知、出前講座等の開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しな

から、実践的な教育を推進する。

主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 ○地震・津波に関する一般的な知識 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識 ○南海トラフ巨大地震が発生した場合における出火防止、近隣住民等と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 ○正確な情報入手の方法 ○防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 ○各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 ○各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 ○避難生活に関する知識 ○地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 ○住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容 ○被災者への行政からの支援制度、相談窓口等
---------	--

（3）児童生徒等に対する教育

児童生徒等の安全確保のために、学校における防災教育が求められる。また、児童生徒等を対象とした防災教育を実施することで、家庭への波及効果が図られ、地域の防災力を高めることが期待される。そのため、市は、学校における防災出前授業の開催などにより防災教育を推進する。

また、災害に対して適切な対処を冷静に行えるよう、学校における定期的な訓練等の実施を支援する。

主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の地震及び津波災害の実態 ○津波の発生条件、高潮、高波との違い ○地震・津波が発生した場合の対処の仕方 ○自分の家や学校、地域の地震・津波に関する知識
---------	---

（4）防災上重要な施設管理者に対する教育

市は県と連携して、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。また、施設の管理者は、それらの研修に積極的に参加する。

（5）自動車運転者に対する教育

市は、県及び県警察と連携して、運転免許更新時の講習や各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

8-2 相談窓口の設置

主な担当関係部署：防災危機管理課、開発建築指導課、都市計画課、消防本部

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。